

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年8月6日 |
| 【四半期会計期間】 | 第116期第1四半期（自平成27年4月1日至平成27年6月30日） |
| 【会社名】 | アイカ工業株式会社 |
| 【英訳名】 | Aica Kogyo Company, Limited |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 小野 勇 治 |
| 【本店の所在の場所】 | 愛知県清須市西堀江2288番地 |
| 【電話番号】 | (052)409-8000 |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役総合企画部長 百 々 聡 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 愛知県清須市西堀江2288番地 |
| 【電話番号】 | (052)409-8261 |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役総合企画部長 百 々 聡 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第115期 第1四半期 連結累計期間 | 第116期 第1四半期 連結累計期間 | 第115期 |
|----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | 自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日 | 自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日 | 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日 |
| 売上高 (百万円) | 31,897 | 31,952 | 143,843 |
| 経常利益 (百万円) | 3,067 | 3,279 | 15,885 |
| 親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円) | 2,776 | 1,945 | 10,137 |
| 四半期包括利益又は包括利益 (百万円) | 2,988 | 2,012 | 15,325 |
| 純資産額 (百万円) | 96,228 | 107,638 | 107,226 |
| 総資産額 (百万円) | 131,632 | 142,967 | 147,017 |
| 1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円) | 42.77 | 29.82 | 155.99 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円) | 42.72 | 29.79 | 155.82 |
| 自己資本比率 (%) | 70.6 | 72.4 | 70.2 |

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成27年4月27日開催の取締役会において、昭和電工株式会社（以下「昭和電工」）のフェノール樹脂事業を譲受けるための株式譲受契約を締結することを決議し、同日、昭和電工と本契約を締結いたしました。

（1）事業譲受の理由

当社グループは、平成29年3月期を最終年度とする中期経営計画において、「改修・リフォーム・医療介護など成長分野への取り組み強化と用途開拓による国内中核事業の持続的成長」、及び「海外事業・機能材料事業の展開加速を通じた事業構造の変革」を経営戦略として掲げております。

この戦略の下、これまで国内建築分野に依存していた化成品事業全体の構造転換を図るために、平成24年12月のアイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社の買収とその子会社群を通じたフェノール樹脂を含む建築用・産業用樹脂の海外展開、並びに、国内外市場における自動車・電子・化粧品など非建築向け用途を主たるターゲットとする機能材料事業の拡充を推進して参りました。

このたび、昭和電工との間で譲受けることに合意した同社のフェノール樹脂事業（以下「対象事業」）は、長い歴史に培われた高い技術力と、建築用途のほか自動車、鉄鋼、塗料、電子材料など幅広い用途の製品群を有しております。

当該対象事業の技術力と製品群を海外拠点に展開することで、今後、大きく伸張することが期待される中国・ASEAN地域におけるフェノール樹脂事業の強化を図ると共に、国内外市場の非建築用途向けビジネスの一層の拡充を推進することにより、化成品事業全体の更なる構造変革と成長を実現して参ります。

（2）取得価額及び取得後の持分比率、譲受方法等

昭和電工が、新たに設立する同社の完全子会社（以下「新会社」）に対し、吸収分割により対象事業の全てを承継した後、当社が新会社の発行済株式総数の85%に相当する数の新会社株式を昭和電工より譲り受ける予定です（当該譲受けを以下「本件取引」）。昭和電工が継続所有する残りの15%の新会社株式については、本件取引の実行日から2年後を目途に、当社が譲受ける予定です。その他詳細については、今後、当社と昭和電工との間で協議の上、決定する予定であります。

（3）譲受予定日

平成27年9月1日

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、当第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

(1)経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、円安・株高傾向が続き、企業収益や設備投資意欲、雇用環境の好転を背景に、緩やかながら回復傾向が見られました。一方、海外では、中国は製造業の投資や住宅関連材の消費が低迷したこと、並びにインドネシアでは建設投資の伸び悩みが見られるなど、アジア経済は、総じて減速傾向となりました。

このような経営環境の下、当社グループは、医療・介護施設をはじめとする非住宅市場及びリフォームなどの成長分野に対する営業活動の強化、アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社及びその子会社とのシナジーの追求、アジア地域におけるメラミン化粧板販売の強化、機能材料事業の強化などを推進いたしました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高31,952百万円（前年同四半期比0.2%増）、営業利益3,068百万円（前年同四半期比6.3%増）、経常利益3,279百万円（前年同四半期比6.9%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益1,945百万円（前年同四半期比29.9%減）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。なお、セグメント間の内部売上は除いております。

（化成品セグメント）

接着剤系商品は、木工・家具向け汎用接着剤、合板用接着剤、集成材用接着剤など、木材加工用接着剤が低迷いたしました。一方、海外では、アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社の子会社が、アジア太平洋地域における接着剤・産業用樹脂の需要を取り込むことができた結果、売上・利益を伸ばすことができ、連結業績に大きく寄与いたしました。

樹脂系商品は、橋梁などの補修・補強材「ジョリシール」・「ダイナミックレジン」が順調に推移しましたが、外装・内装仕上塗材「ジョリパット」や住宅ベランダ向け防水材が消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響を受け苦戦したことから、前年を下回りました。

非建築分野への取り組みとして注力している機能材料事業につきましては、電子材料が順調に推移しましたが、有機微粒子や太陽電池向け接着剤が低迷した結果、同事業全体としては前年を下回りました。

このような結果、売上高は17,286百万円（前年同四半期比1.0%増）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）は1,129百万円（前年同四半期比18.6%増）となりました。

（建装材セグメント）

建装材セグメントの主力市場である非住宅市場では、医療・介護施設、交通施設、教育施設などの新築やリニューアルに注力した結果、売上は堅調に推移いたしました。

汎用的なメラミン化粧板、化粧ボードは苦戦しましたが、高い意匠性と指紋などの汚れが目立ちにくい特性を持つメラミン化粧板「セルサス」、メラミン化粧板や化粧ボードなどと同柄で様々な内装部位に施工できる粘着剤付化粧フィルム「オルティノ」など、特徴のある商品は売上を伸ばすことができました。また、海外においても、インド、中国、東南アジア諸国を中心に売上を伸ばすことができました。

このような結果、売上高は6,876百万円（前年同四半期比3.9%増）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）は1,383百万円（前年同四半期比1.7%増）となりました。

(住器建材セグメント)

不燃化粧材「セラール」は、消臭機能を付与した「セラール消臭セルサス」が、医療・介護施設、高齢者住宅の壁材としての採用が増加しましたが、一方で消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響を受け、住宅向けキッチンパネル用途が苦戦したことにより、前年を下回りました。

天然水晶を原材料にした高級人造石カウンター「フィオレストーン」は、優れた機能が評価され、売上を伸ばすことができましたが、メラミン化粧板を曲面加工したポストフォーム商品は前年並みにとどまりました。

このような結果、売上高は7,789百万円（前年同四半期比4.5%減）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）は1,022百万円（前年同四半期比8.5%減）となりました。

(2)財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は前連結会計年度末に比べ4,049百万円（2.8%）減少し、142,967百万円となりました。主な資産の増減は「受取手形及び売掛金」が3,345百万円減少したことなどによるものであります。

負債は前連結会計年度末に比べ4,461百万円（11.2%）減少し、35,329百万円となりました。主な負債の増減は仕入債務（「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」）が2,375百万円、「未払法人税等」が1,407百万円減少したことなどによるものであります。

純資産は前連結会計年度末に比べ411百万円（0.4%）増加し、107,638百万円となりました。主な増減は「親会社株主に帰属する四半期純利益」1,945百万円、剰余金の配当1,500百万円により「利益剰余金」が444百万円増加するとともに「その他有価証券評価差額金」が437百万円増加したこと、「為替換算調整勘定」が505百万円減少したことなどによるものであります。

これらの結果、自己資本比率は前連結会計年度末に比べ2.2ポイント増加し、72.4%となりました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針について

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の全体的意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

・ 基本方針の実現に資する取り組み

< 中長期的な会社の経営戦略 >

アイカグループは、共生の理念のもと、たえざる革新により新しい価値を創造し、社会に貢献して「真にお客さまに選ばれる企業集団 - グッドカンパニー」を目指しています。

また、グループ全体の企業価値の増大が株主の利益にもつながると認識し、企業価値の継続的な増大のため『スピード・効率・変革』をスローガンにしております。

当社グループにおきましては、以下の項目に重点を置き経営を進めています。

連結経営とフリー・キャッシュ・フロー重視の経営体質を構築します。

「地球環境の保全」と「地域との調和」を図り、環境にやさしい商品を開発します。

事業分野におけるナンバーワン商品を拡充します。

海外における生産・販売拠点の充実を図り、グローバル展開を推進します。

素材メーカーとしての特徴を活かし、素材連携に基づいた独創性のある商品展開を進めます。

以上の基本方針のもと、平成25年4月からは新たに中期4ヵ年計画をスタートさせました。この目標達成のために、1) 改修・リフォーム・医療介護などの成長分野への取り組み強化と用途開発による国内中核事業の持続的成長、2) 海外事業・機能材料事業の展開加速を通じた事業構造の変革、3) 生産・調達のグローバル最適化と原価低減の推進、4) 事業環境の変化とグローバル化に即した組織運営と人材強化、を重点的に進め、株主・顧客などのステークホルダーから絶大な信頼を得られるよう取り組んでまいります。

< コーポレート・ガバナンス（企業統治）の推進 >

当社は「コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化」を通じて、グループ会社とともに企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を実現させていきたいと考えています。

基本規程として「行動規範」を策定し、企業理念の精神を具体化した役員及び社員の「行動指針」として定めています。更に、全社横断組織として「企業倫理委員会」を設置するなど企業統治に関する組織、規程を充実させ、企業の透明性、効率性、健全性を向上すべく推進しています。

経営の体制として、業務執行と監督機能区分を明確化するため、執行役員制度を導入しております。なお、取締役会は、経営の透明性・客観性を確保するため社外取締役を含む取締役にて構成しております。また、監査役会を構成する監査役を5名、このうち3名を社外監査役とし、監査役監査の透明性、公平性を確保しています。

当社では多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくため、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以上のような施策を実施しております。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社は「大規模買付ルール」を設定し、また当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような大規模買付行為への対抗措置（買収防衛策）を導入いたしました。

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者に取締役会に対する必要かつ十分な情報の提供を求め、取締役会による一定の評価期間が経過した後はじめて大規模買付行為が開始されるというものです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として、当該買付提案についての反対意見の表明あるいは代替案の提示により株主の皆様を説得するに留め、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

（１）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が以下～のいずれかに該当し、その結果として当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、例外的に当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的の大規模買付行為（いわゆるグリーンメーラーである場合）

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的の大規模買付行為

当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定の大規模買付行為

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的の大規模買付行為

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買付（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付等の株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがある大規模買付行為

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、又はその他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保を目的として、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。

・上記及びの取り組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

当社株式に対する大規模買付行為がなされた場合に、当該大規模買付に応じるか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、買収防衛策を導入するものであり、上記に述べた会社支配に関する基本方針に沿うものです。

また、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び公正性を担保するための仕組みとして、第三者委員会を設置しています。

第三者委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役ならびに社外有識者の中から選任される委員3名以上により構成されます。なお、第三者委員会の判断の概要については、適時適切に株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値及び株主共同の利益に適うように透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

（４）研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、578百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 116,577,000 |
| 計 | 116,577,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年6月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成27年8月6日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|--------------------------------|---------------------------------------|---------------|
| 普通株式 | 67,590,664 | 67,590,664 | 東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部 | 単元株式数 100株 |
| 計 | 67,590,664 | 67,590,664 | - | - |

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|--------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成27年4月1日～ 平成27年6月30日 | - | 67,590 | - | 9,891 | - | 13,277 |

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年3月31日現在

| 区分 | 株式数（株） | 議決権の数（個） | 内容 |
|----------------|--------------------|----------|----|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式（自己株式等） | - | - | - |
| 議決権制限株式（その他） | - | - | - |
| 完全議決権株式（自己株式等） | 普通株式 2,333,600 | - | - |
| 完全議決権株式（その他） | 普通株式 65,198,100 | 651,981 | - |
| 単元未満株式 | 普通株式 58,964 | - | - |
| 発行済株式総数 | 67,590,664 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 651,981 | - |

【自己株式等】

平成27年3月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 （株） | 他人名義 所有株式数 （株） | 所有株式数 の合計 （株） | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合（％） |
|----------------|---------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| アイカ工業(株) | 愛知県清須市西堀江 2288番地 | 2,333,600 | - | 2,333,600 | 3.45 |
| 計 | - | 2,333,600 | - | 2,333,600 | 3.45 |

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 35,220 | 35,082 |
| 受取手形及び売掛金 | 45,692 | 42,347 |
| 商品及び製品 | 5,926 | 6,383 |
| 仕掛品 | 560 | 620 |
| 原材料及び貯蔵品 | 5,021 | 4,628 |
| その他 | 4,523 | 5,185 |
| 貸倒引当金 | 273 | 273 |
| 流動資産合計 | 96,670 | 93,973 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 28,318 | 27,347 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 4,495 | 3,947 |
| その他 | 2,126 | 2,102 |
| 無形固定資産合計 | 6,621 | 6,050 |
| 投資その他の資産 | 15,406 | 15,596 |
| 固定資産合計 | 50,346 | 48,994 |
| 資産合計 | 147,017 | 142,967 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 18,400 | 16,804 |
| 電子記録債務 | 4,674 | 3,895 |
| 短期借入金 | 1,429 | 1,526 |
| 未払法人税等 | 2,566 | 1,158 |
| 賞与引当金 | 1,469 | 1,915 |
| その他 | 6,115 | 4,677 |
| 流動負債合計 | 34,655 | 29,977 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 1,426 | 1,366 |
| 退職給付に係る負債 | 684 | 685 |
| その他 | 3,023 | 3,298 |
| 固定負債合計 | 5,134 | 5,351 |
| 負債合計 | 39,790 | 35,329 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 9,891 | 9,891 |
| 資本剰余金 | 13,270 | 13,270 |
| 利益剰余金 | 73,527 | 73,972 |
| 自己株式 | 2,030 | 2,031 |
| 株主資本合計 | 94,659 | 95,103 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 3,511 | 3,949 |
| 繰延ヘッジ損益 | 8 | 6 |
| 為替換算調整勘定 | 4,845 | 4,340 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 174 | 167 |
| その他の包括利益累計額合計 | 8,523 | 8,449 |
| 新株予約権 | 67 | 67 |
| 非支配株主持分 | 3,976 | 4,017 |
| 純資産合計 | 107,226 | 107,638 |
| 負債純資産合計 | 147,017 | 142,967 |

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日) |
|------------------|---|---|
| 売上高 | 31,897 | 31,952 |
| 売上原価 | 23,451 | 23,084 |
| 売上総利益 | 8,445 | 8,867 |
| 販売費及び一般管理費 | 5,559 | 5,799 |
| 営業利益 | 2,886 | 3,068 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 20 | 24 |
| 受取配当金 | 122 | 117 |
| 投資有価証券売却益 | 0 | 79 |
| その他 | 157 | 145 |
| 営業外収益合計 | 300 | 367 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 29 | 35 |
| 売上割引 | 30 | 31 |
| 為替差損 | - | 52 |
| その他 | 59 | 36 |
| 営業外費用合計 | 119 | 156 |
| 経常利益 | 3,067 | 3,279 |
| 特別利益 | | |
| 事業譲渡益 | 1,381 | - |
| 特別利益合計 | 1,381 | - |
| 税金等調整前四半期純利益 | 4,448 | 3,279 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,668 | 1,158 |
| 法人税等調整額 | 229 | 53 |
| 法人税等合計 | 1,439 | 1,105 |
| 四半期純利益 | 3,008 | 2,173 |
| 非支配株主に帰属する四半期純利益 | 231 | 228 |
| 親会社株主に帰属する四半期純利益 | 2,776 | 1,945 |

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日) |
|------------------|---|---|
| 四半期純利益 | 3,008 | 2,173 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 221 | 437 |
| 繰延ヘッジ損益 | 2 | 2 |
| 為替換算調整勘定 | 236 | 600 |
| 退職給付に係る調整額 | 9 | 7 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | 12 | 7 |
| その他の包括利益合計 | 20 | 161 |
| 四半期包括利益 | 2,988 | 2,012 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 2,722 | 1,872 |
| 非支配株主に係る四半期包括利益 | 266 | 140 |

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

受取手形裏書譲渡高

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日) |
|-----------|-------------------------|------------------------------|
| 受取手形裏書譲渡高 | 151百万円 | 132百万円 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日) |
|---------|---|---|
| 減価償却費 | 714百万円 | 1,006百万円 |
| のれんの償却額 | 335百万円 | 363百万円 |

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成26年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,239 | 19 | 平成26年3月31日 | 平成26年6月25日 | 利益剰余金 |

(注) 配当金の総額には、アイカ工業株式保有会専用信託が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成27年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,500 | 23 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月25日 | 利益剰余金 |

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | | 調整額 (注)1 | 四半期連結損 益計算書計上 額(注)2 |
|-----------------------|---------|-------|-------|--------|-------------|---------------------------|
| | 化成品 | 建装材 | 住器建材 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 17,120 | 6,618 | 8,159 | 31,897 | - | 31,897 |
| セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 701 | 550 | - | 1,251 | 1,251 | - |
| 計 | 17,821 | 7,168 | 8,159 | 33,149 | 1,251 | 31,897 |
| セグメント利益 | 952 | 1,360 | 1,117 | 3,430 | 544 | 2,886 |

(注)1 セグメント利益の調整額 544百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 543百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理部門(人事、総務、経理部門等)に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | | 調整額 (注)1 | 四半期連結損 益計算書計上 額(注)2 |
|-----------------------|---------|-------|-------|--------|-------------|---------------------------|
| | 化成品 | 建装材 | 住器建材 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 17,286 | 6,876 | 7,789 | 31,952 | - | 31,952 |
| セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 656 | 585 | - | 1,241 | 1,241 | - |
| 計 | 17,943 | 7,461 | 7,789 | 33,194 | 1,241 | 31,952 |
| セグメント利益 | 1,129 | 1,383 | 1,022 | 3,535 | 467 | 3,068 |

(注)1 セグメント利益の調整額 467百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 466百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理部門(人事、総務、経理部門等)に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

| 項目 | 前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日) |
|---|---|---|
| (1) 1株当たり四半期純利益金額 | 42円77銭 | 29円82銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円) | 2,776 | 1,945 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円) | 2,776 | 1,945 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 64,922 | 65,256 |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | 42円72銭 | 29円79銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円) | - | - |
| 普通株式増加数(千株) | 75 | 66 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | - | - |

(注) アイカ工業株式保有会専用信託が保有する当社株式を、「1株当たり四半期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前第1四半期連結累計期間326千株、当第1四半期連結累計期間は該当事項はありません)。

(重要な後発事象)

当社は、平成27年7月30日開催の取締役会において、三菱マテリアル株式会社(以下「三菱マテリアル」)の100%子会社である三菱マテリアル建材株式会社(以下「三菱マテリアル建材」)の事業を譲受けるため、三菱マテリアル建材が会社分割(新設分割)により新たに設立する会社(以下「新設会社」)の全株式を取得し子会社化することについて決議し、三菱マテリアル建材及び三菱マテリアルとの間で株式譲受契約を締結いたしました。

(1) 事業譲受の理由

当社グループは、平成29年3月期を最終年度とする中期経営計画の目標達成に向け、「改修・リフォーム・医療介護など成長分野への取り組み強化と用途開拓による国内中核事業の持続的成長」を経営戦略の一つとして掲げております。

この戦略の下、当社は、オフィス、店舗、教育・医療福祉・交通施設などの非住宅市場において、「セラー」、「アイカマーレス不燃」など不燃性能を有する内装材の商品力強化、並びに、「ジョリパット」など多彩な機能と豊富な色柄を有する外装用仕上げ塗材の拡販を推進してまいりました。

このたび譲受けることで合意した三菱マテリアル建材の「押出成形セメント板事業」「けい酸カルシウム板事業」「多機能建材事業」(以下「対象事業」)は、いずれも長い歴史に培われた競争力のある商品群と耐火・不燃性能を中心とした高い技術力を有しています。

これら対象事業の製造・販売・技術を取得することで、今後重要性がさらに高まることが予想される内装用不燃建材の一層の拡充、セメント板などの耐火材の販売による外壁市場向け事業の強化、並びに当社の有機系技術と新設会社の無機系技術との融合による新商品の開発などを進め、当社の中核事業である国内建設市場向けビジネスの持続的成長を実現してまいります。

(2) 対象事業、規模

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 対象事業 | 「押出成形セメント板事業」「けい酸カルシウム板事業」「多機能建材事業」 |
| 資本金の額 | 未定 |

(3) 取得株式数、取得価額、取得後の持分比率及び譲受方法等

三菱マテリアル建材が対象事業を承継する新設会社を会社分割(新設分割)により設立し、当社が新設会社の全株式を三菱マテリアル建材から取得する方法により対象事業を譲り受ける予定です。

なお、新設会社は、予定されている会社分割(新設分割)において、アスベストに起因する疾患に係る損害賠償債務(新設会社の成立日以前に生じた事由に起因して成立日後に発生するものを含みます。)を承継致しません。取得価額その他詳細については、当社と三菱マテリアル建材及び三菱マテリアルとの間で協議の上決定する予定であります。

(4) 譲受予定日

平成27年10月1日

(5) 支払資金の調達方法及び支払い方法

自己資金より充当する予定です。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月4日

アイカ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白 田 英 生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 崎 裕 司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイカ工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイカ工業株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。